

## 川崎市幸区選挙管理委員会告示第 18 号

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

令和 7 年 7 月 3 日

川崎市幸区選挙管理委員会  
委員長 海老塚 美 子

（別紙省略）